規　則

人事院は、国家公務員法に基づき、人事院規則一〇―四（職員の保健及び安全保持）の一部を改正する人事院規則を制定する。

平成三十一年二月一日

人事院総裁　一宮なほみ

人事院規則一〇―四―三一

人事院規則一〇―四（職員の保健及び安全保持）の一部を改正する人事院規則

人事院規則一〇―四（職員の保健及び安全保持）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分でこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分があるものは、これを当該傍線を付した部分のように改め、改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分でこれに対応する改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分がないものは、これを加える。

改正後	改正前
（健康管理医）	（健康管理医）
第九条　（略）	**第九条**　（同上）
2　（略）	2　（同上）
3　健康管理医は、指導区分の決定又は変更その他人事院の定める健康管理についての指導等の業務（以下「健康管理指導等」という。）を行うものとする。	3　健康管理医は、指導区分の決定又は変更その他人事院の定める健康管理についての指導等の業務を行うものとする。
4　健康管理医は、職員の健康管理指導等を行うのに必要な医学に関する知識に基づいて、誠実にその職務を行わなければならない。	（新設）
5　各省各庁の長は、健康管理医に対し、人事院の定めるところにより、職員の勤務時間に関する情報その他の健康管理医が職員の健康管理指導等を適切に行うために必要な情報として人事院の定めるものを提供しなければならない。	（新設）
6　各省各庁の長は、健康管理医による職員の健康管理指導等の適切な実施を図るため、健康管理医が職員からの健康相談に応じ、適切に対応するために必要な体制の整備その他の必要な措置を講ずるように努めなければならない。	（新設）
7　各省各庁の長は、健康管理医の業務の内容その他の健康管理医の業務に関する事項で人事院の定めるものを、常時各勤務場所の見やすい場所に掲示し、又は備え付けることその他の人事院の定める方法により、職員に周知させなければならない。	（新設）
（勤務時間の状況等に応じて行う面接指導等）	（勤務時間の状況等に応じて行う面接指導等）
第二十二条の二　各省各庁の長は、次に掲げる職員に対し、人事院の定めるところにより、面接指導を行わなければならない。	**第二十二条の二**　各省各庁の長は、その勤務時間の状況その他の事項が職員の健康の保持を考慮して人事院の定める要件に該当する職員に対し、人事院の定めるところにより、面接指導を行わなければならない。
一　勤務時間の状況が職員の健康の保持を考慮して人事院の定める要件に該当する職員	（新設）
二　勤務時間の状況その他の事項が職員の健康の保持を考慮して人事院の定める要件に該当し、かつ、面接指導を受けることを希望する旨の申出をした職員（前号に掲げる職員を除く。）	（新設）
2　各省各庁の長は、前項の規定による面接指導を実施するため、職員の勤務時間の状況に関する人事院の定める事項を記録しなければならない。	（新設）
3　各省各庁の長は、第一項の規定による面接指導の結果に基づき、当該職員の健康を保持するために必要な措置について、人事院の定めるところにより、医師の意見を聴かなければならない。この場合において、各省各庁の長は、当該医師の意見を勘案し、必要があると認めるときは、当該職員の実情を考慮して、適切な措置を講じなければならない。	2　各省各庁の長は、前項の規定による面接指導の結果に基づき、当該職員の健康を保持するために必要な措置について、人事院の定めるところにより、医師の意見を聴かなければならない。この場合において、各省各庁の長は、当該医師の意見を勘案し、必要があると認めるときは、当該職員の実情を考慮して、適切な措置を講じなければならない。